令和2年度当初予算 地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当内訳書

平成26年4月1日より、消費税率の引き上げに伴い、地方消費税率についても税率が引き上げられました。この引上げ分の地方消費税収については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、当市における令和2年度当初予算の使途・充当状況について、下記のとおりお示しいたします。

(歳入)

地方消費税交付金うち社会保障財源化分

690,000 千円

376,364 千円

(歳出)

「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費

5,230,077 千円

【経費の内訳】 (単位:千円)

		典負					費		財	源	内 訴	1
	経			名		経		国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民	社	会	福	祉	費	2,427	7,963	868,345	81,800	32,825	1,444,993	194,205
生	児	童	福	祉	費	1,585,971		1,020,824	0	153,643	411,504	55,305
費	生	活	保	護	費	260,833		203,645	0	0	57,188	7,686
	小				計	4,274	1,767	2,092,814	81,800	186,468	1,913,685	257,196
衛	保	健	衛	生	費	429	9,471	35,725	0	27,507	366,239	49,222
生	清		掃		費	525	5,839	0	0	5,400	520,439	69,946
費	小				計	955	5,310	35,725	0	32,907	886,678	119,168
	合	合 計		5,230,077		2,128,539	81,800	219,375	2,800,363	376,364		

「社会保障4経費」・・・ 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 (消費税法第1条第2項)

「その他社会保障施策」・・・ 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策

※地方消費税率の引き上げ分については、次の考えにより計算をしております。

- 平成26年4月1日より前の地方消費税率100分の25(消費税率換算1%)を基準として
- ・令和元年9月30日までは、地方消費税率63分の17(消費税率換算1.7%) ⇒引き上げ分0.7%相当として計算
- ・令和元年10月1日以降は、地方消費税率78分の22(消費税率換算2.2%) ⇒引き上げ分1.2%相当として計算